

# 民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税  
インボイス  
中止

## ホームページをリニューアルしました

須崎民主商工会

HOME

コロナ対策

相談について

コミュニティ

民商だより

お近くの民商へ

お問い合わせ



須崎民商のホームページもリニューアルしました。トップ画面は横浪スカイラインから眺望の写真。

民商だよりのページでは過去のニュースを見ることができます。

いろいろ、ご意見ください。

### 卸売市場特例

#### < 交付義務の免除 (交付が困難な取引) >

- ①公共交通機関である船舶、バス、又は鉄道による旅客の運賃 (3万円未満に限る)
- ②自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等 (3万円未満に限る)
- ③郵便切手を対価とする郵便サービス (郵便ポストに差し出されたものに限る)
- ④出荷者が卸売市場において行う**生鮮食品等の譲渡【卸売市場特例】**  
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)
- ⑤生産者が農協、漁協又は森林組合等に委託して行う**農林水産物の譲渡【農協特例】**  
(無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)

#### < 参考に > 直売所での販売

J A直売所へ販売委託した農産物は、J A直売所を通して一般消費者や事業者へ販売されます。この場合「無条件委託」「共同計算」ではないので「**農協特例**」が**使えません**。また、当然のことながら卸売市場を通してないので「**卸売市場特例**」も**使えません**。しかし、J A直売所のレジでお会計をする際に、売り手である**農業者が個別にお客様へ適格請求書(インボイス)**を発行することは困難です。

そのため、委託者(農業者)が、媒介者(J A直売所等)を介して行う取引の場合、**委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者である場合には、委託者に代わって媒介者が自己の氏名・登録番号を記載した適格請求書を発行することができます**。これが「**媒介者特例**」です。

「媒介者特例」は、**委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者であることが要件**ですので、**適格請求書発行事業者として登録できない免税事業者についてはJ A直売所が適格請求書を発行することはできません**。ここが「**農協特例**」「**卸売市場特例**」との大きな違いです。

(JA新潟中央会の資料より)

## 訃報

須崎民商事務局の西森克記さん(元事務局長)が、8月24日に、ご逝去されました。享年74歳。ここに謹んでお悔やみ申し上げますとともに、会員の皆さんに、ご報告申し上げます。告別式は8月26日に執り行われました。

